

市民窓口課での転入の手続きは、引越し後（実際に住んでから）となりますが、転入の予定が決まった場合は、転入校に早目に連絡していただくと、学校でのいろいろな手続きがスムーズに行えます。

## 河内長野市内への転入

河内長野市内へ転入決定

引越し完了

河内長野市役所  
1階市民窓口課へ

河内長野市教育委員会  
教育指導課  
(河内長野市役所7階)

転入校

転入校へ電話で連絡をする。

引越し後（実際に住んでから）市民窓口課で転入届をする。  
「**就学校指定通知書**」の交付を受ける。

以下の場合には教育委員会  
教育指導課（市役所7階）へ  
☆調整学区にお住まいの場合  
☆私立国立学校等に通学されている場合  
（「**在学証明書**」が必要です）  
☆支援学校に通学されている場合  
☆外国籍の方  
☆就学についてご相談のある場合  
☆市民窓口課から案内のあった場合  
※認め印が必要になる場合があります。

転入先学校に以下の書類を提出する。  
「**就学校指定通知書**」 市民窓口課で交付される  
「**教科書給与証明書**」 転出校発行  
「**在学証明書**」 転出校発行

